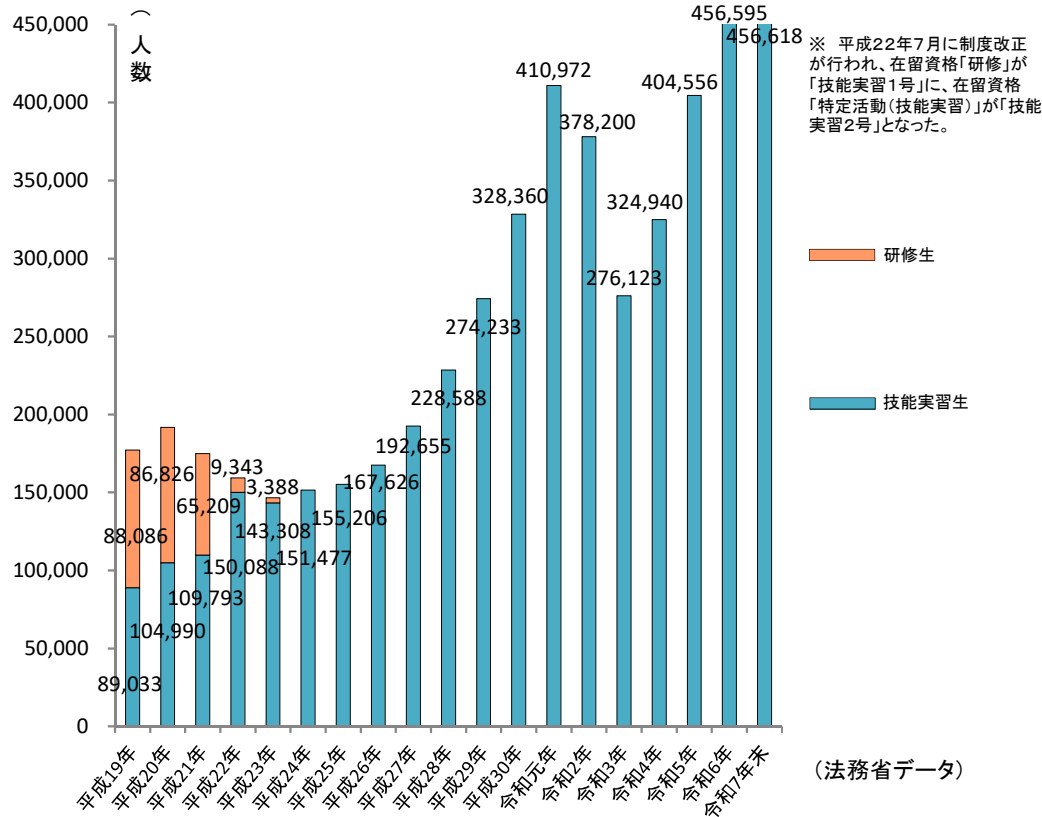


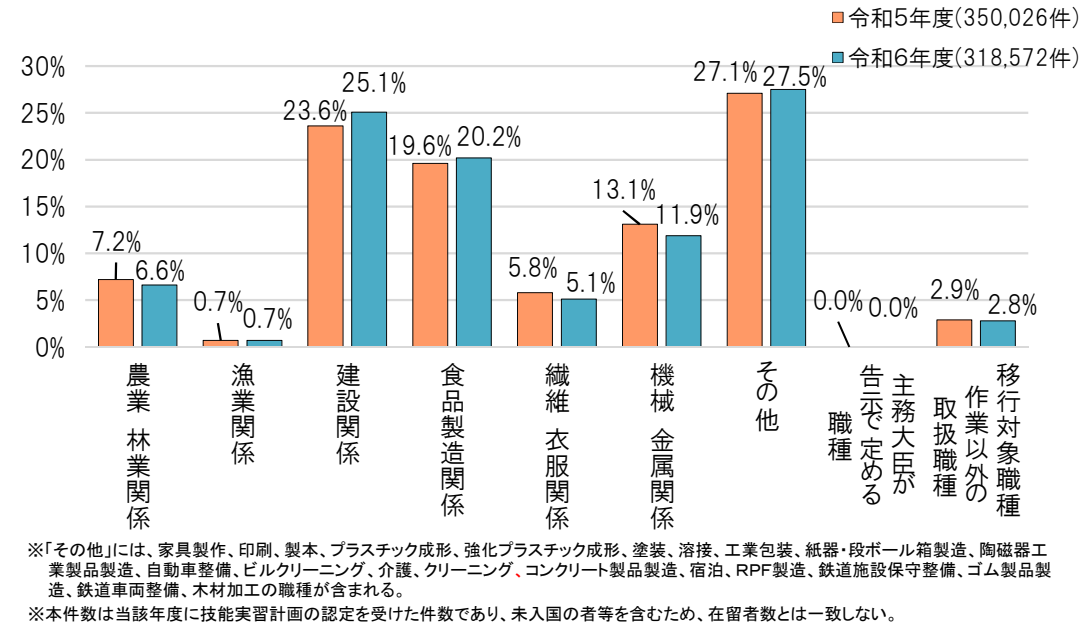
1 令和7年末の技能実習生の数は、456,618人

研修生・技能実習生の在留状況



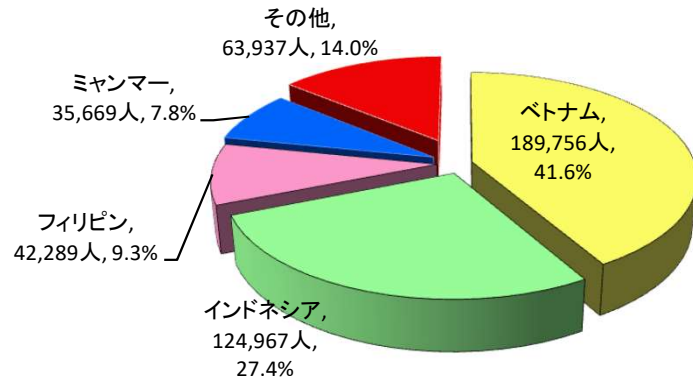
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」



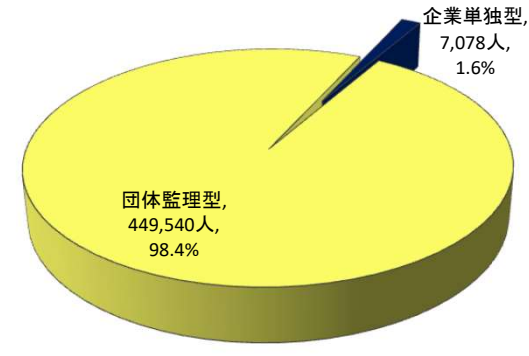
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和7年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.4%

令和7年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和7年末時点：456,618人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（28,798人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (23,187人)	施設園芸	12,586
	畑作・野菜	10,094
	果樹	507
畜産農業● (5,484人)	養豚	1,222
	養鶏	1,898
	酪農	2,364
林業（127人）	育林・素材生産作業	127

2 漁業関係（2職種10作業）（2,950人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,299人)	かつお一本釣り漁業	277
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	90
	まき網漁業	485
	ひき網漁業	208
	刺し網漁業	40
	定置網漁業	106
	かに・えびかご漁業	41
	棒受網漁業△	3
	ほたてがい・まがき養殖	1,651

3 建設関係（22職種33作業）（113,680人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
さく井 (490人)	パーカッション式さく井工事	108
	ロータリー式さく井工事	382
建築板金 (2,626人)	ダクト板金	935
	内外装板金	1,691
冷凍空調和機器施工（999人）	冷凍空調和機器施工	999
建具製作（328人）	木製建具手加工	328
建築大工（4,384人）	大工工事	4,384
型枠施工（13,794人）	型枠工事	13,794
鉄筋施工（10,765人）	鉄筋組立て	10,765
とび（32,887人）	とび	32,887
石材施工 (489人)	石材加工	247
	石張り	242
タイル張り（850人）	タイル張り	850
かわらぶき（483人）	かわらぶき	483
左官（4,261人）	左官	4,261
配管 (4,903人)	建築配管	3,739
	プラント配管	1,164
熱絶縁施工（1,702人）	保温保冷工事	1,702
内装仕上げ施工 (6,416人)	プラスチック系床仕上げ工事	537
	カーベット系床仕上げ工事	226
	鋼製下地工事	944
	ボード仕上げ工事	3,982
サッシ施工（510人）	カーテン工事	727
	ビル用サッシ施工	510
防水施工（4,069人）	シーリング防水工事	4,069
コンクリート圧送施工（987人）	コンクリート圧送工事	987
ウェルポイント施工（33人）	ウェルポイント工事	33
表装（972人）	壁装	972
建設機械施工● (21,338人)	押土・整地	361
	積み込み	973
	掘削	14,866
薬炉（394人）	締固め	5,138
	薬炉	394

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,526人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（479人）	缶詰巻締	479
	食鳥処理加工業●（4,449人）	4,449
加熱性水産加工食品製造業● (5,786人)	節類製造	588
	加熱乾製品製造	990
	調味加工品製造	4,151
	くん製品製造	57

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (16,814人)	塩蔵品製造	6,693
	乾製品製造	2,092
水産練り製品製造（1,438人）	発酵食品製造	674
	調理加工品製造	568
	生食用加工品製造	6,787
	かまぼこ製品製造	1,438
牛豚食肉処理加工業● (4,419人)	牛豚部分肉製造	3,516
	牛豚精肉商品製造△	903
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,493人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,493
	バン製造	6,435
そう菜製造業●（44,432人）	そう菜加工	44,432
	農産物漬物製造業●△（797人）	797
医療・福祉施設給食製造●△（4,984人）	農産物漬物製造	797
	医療・福祉施設給食製造	4,984

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（24,346人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (759人)	前紡工程	63
	精紡工程	235
織布運転● (1,175人)	巻糸工程	31
	合ねん糸工程	430
	準備工程	183
	製織工程	982
染色 (750人)	仕上工程	10
	系浸染	196
ニット製品製造 (312人)	織物・ニット浸染	554
	靴下製造	225
たて編ニット生地製造●（196人）	丸編みニット製造	87
	たて編ニット生地製造	196
婦人子供服製造（15,750人）	婦人子供既製服縫製	15,750
	紳士既製服製造	1,145
紳士服製造（1,145人）	下着類製造	871
	寝具製作	421
カーベット製造●△ (164人)	寝具製作	421
	織じゅうたん製造	0
帆布製品製造（909人）	タフテッドカーベット製造	10
	ニードルパンチカーベット製造	154
布はく縫製（196人）	帆布製品製造	909
	ワイシャツ製造	196
座席シート縫製●（1,698人）	自動車シート縫製	1,698

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,327人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
鋳造 (3,378人)	鋳鉄鋳物鋳造	2,326
	非鉄金属鋳物鋳造	1,052
鍛造 (422人)	ハンマ型鍛造	129
	プレス型鍛造	293
ダイカスト (1,499人)	ホットチャンパダイカスト	132
	コールドチャンパダイカスト	1,367
機械加工 (9,700人)	普通旋盤	1,633
	フライス盤	1,478
金属プレス加工（8,494人）	数値制御旋盤	3,505
	マシニングセンタ	3,084
鉄工（5,513人）	金属プレス	8,494
	構造物鉄工	5,513
工場板金（4,019人）	機械板金	4,019
	めっき	2,211
電気めっき (2,727人)	電気めっき	2,211
	溶融亜鉛めっき	516
アルミニウム陽極酸化処理（407人）	陽極酸化処理	407
	仕上げ	229
（2,248人）	金型仕上げ	269
	機械組立仕上げ	1,750
機械検査（6,184人）	機械検査	6,184
	機械保全	2,027
電子機器組立て（7,248人）	電子機器組立	7,248

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,178人)	回転電機組立て	289
	変圧器組立て	68
	配電盤・制御盤組立て	1,182
	開閉制御器具組立て	300
プリント配線板製造 (1,091人)	回転電機巻線製作	339
	プリント配線板設計	7
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (77人)	プリント配線板製造	1,084
	引拔加工	2
金属熱処理業● (115人)	仕上げ	75
	全体熱処理	56
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	24
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	35

7 その他（21職種39作業）（128,922人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
家具製作（2,415人）	家具手加工	2,415
	オフセット印刷	1,213
印刷 (1,654人)	グラビア印刷●△	441
	製本	1,880
製本（1,880人）	プラスチック成形	1,749
	射出成形	15,948
プラスチック成形 (19,688人)	インフレーション成形	750
	ブロー成形	1,241
強化プラスチック成形（844人）	手積み積層成形	844
	塗装	4,015
塗装 (15,049人)	金属塗装	6,436
	鋼橋塗装	713
溶接● (22,342人)	噴霧塗装	3,885
	手溶接	3,863
工業包装（17,628人）	半自動溶接	18,479
	工業包装	17,628
紙器・段ボール箱製造 (2,415人)	印刷箱打抜き	699
	印刷箱製箱	497
陶磁器工業製品製造● (225人)	貼箱製造	209
	段ボール箱製造	1,010
自動車整備●（6,257人）	機械ろくろ成形	56
	圧力鋳込み成形	57
ビルクリーニング（8,576人）	パッド印刷	112
	自動車整備	6,257
介護●（18,400人）	ビルクリーニング	8,576
	介護	18,400
クリーニング●△ (3,431人)	リネンサプライ仕上げ	3,345
	一般家庭用クリーニング	86
コンクリート製品製造●（2,462人）	コンクリート製品製造	2,462
	接客・衛生管理	2,830
宿泊●△（2,830人）	R P F製造	151
	R P F製造	151
鉄道施設保守整備●（174人）	軌道保守整備	174
	ゴム製品製造●△	1,476
ゴム製品製造●△ (1,936人)	成形加工	250
	押出し加工	129
鉄道車両整備● (24人)	混練り圧延加工	81
	複合積層加工	22
木材加工●△（541人）	走行装置検修・解き装	2
	空気装置検修・解き装	541

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（117人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング● (115人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	53
ボイラーメンテナンス●△（2人）	客室清掃△	62
	ボイラーメンテナンス	2

9 非移行対象職種（7,952人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和7年末時点の速報値。（注3）職種・作業の項目は令和7年末時点。（注4）●の職種・作業：技能実習評価試験が実施されている職種・作業。（注5）△の職種・作業：3号の対象外である職種・作業。

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（94職種171作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	樺受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	節類製造
	加熱乾燥製品製造
	調味加工品製造
加熱性水産加工	くん製品製造
食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
非加熱性水産加工	生食用加工品製造
食品製造業●	水産練り製品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
	牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造●△
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
糸糸工程	糸糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
仕上工程	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
	婦人子供服製造
紳士服製造	紳士子供既製服縫製
	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
ニードルパンチカーベット製造	ニードルパンチカーベット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製
タオル製造●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鋳物鑄造
	非鉄金属鋳物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工型仕上げ
	金型仕上げ
機械組立	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
電気機器組立て	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
開閉制御器具組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引拔加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（23職種41作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶 接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介 護●	介 護
クリーニング●△	リネンサプライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装
木材加工●△	機械製材
かばん製造●△	かばん製造
化粧品製造●	仕上工程管理

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

（令和8年4月10日時点）

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

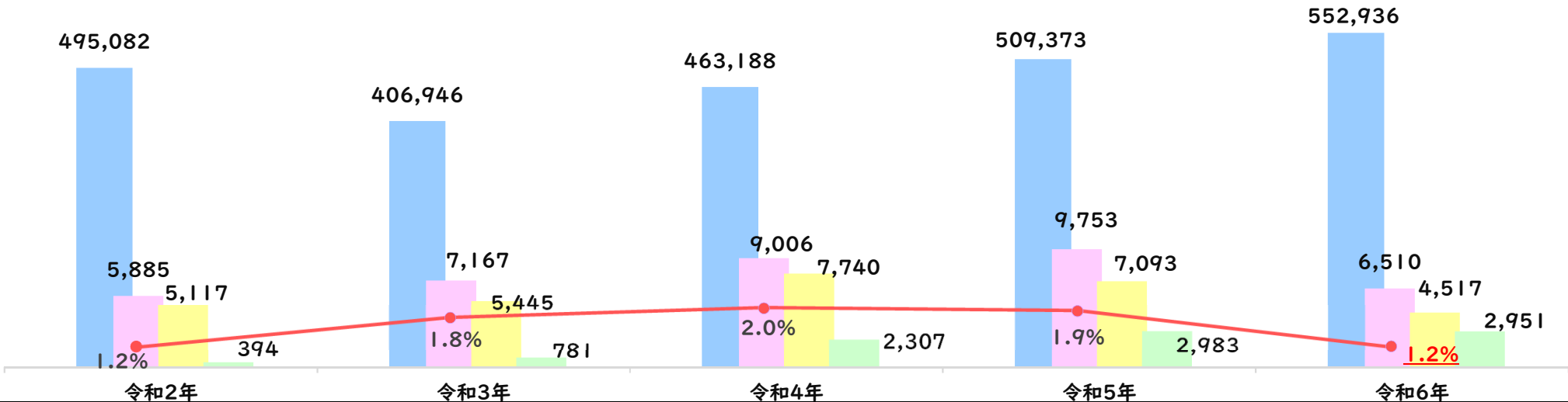
令和 8 年 3 月 27 日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	63	39	704	11,075	15
平成 3 0 年度	1	0	8	151	1
令 和 元 年 度	4	0	23	244	2
令 和 2 年 度	13	2	77	1,001	6
令 和 3 年 度	13	10	177	2,080	6
令 和 4 年 度	12	15	114	1,723	0
令 和 5 年 度	5	5	120	1,403	0
令 和 6 年 度	6	0	55	2,744	0
令 和 7 年 度	9	7	130	1,729	0

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

- 令和6年における技能実習生の失踪者数は6,510人であり、前年から3,243人減少（33.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和6年は1.2%であり、前年から0.7ポイント低下した。
- 令和2年から令和6年までの技能実習生の失踪者計38,321人のうち、令和7年5月時点で所在が不明な者は9,416人となる。

■ 技能実習生数（※） ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数 ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数
●—● 技能実習生数に対する失踪者数の割合 ※ 前年末の在留技能実習生と当年に入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数



	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
総 計	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517
ベ ト ナ ム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361
ミ ャ ン マ ー	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56
イ ン ド ネ シ ア	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423
中 国	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271
カ ン ボ ジ ア	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210
フィリピン	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56
タ イ	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30
バングラデシュ	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23
ウズベキスタン	3	2	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27
スリランカ	23	18	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24
そ の 他	47	42	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	36

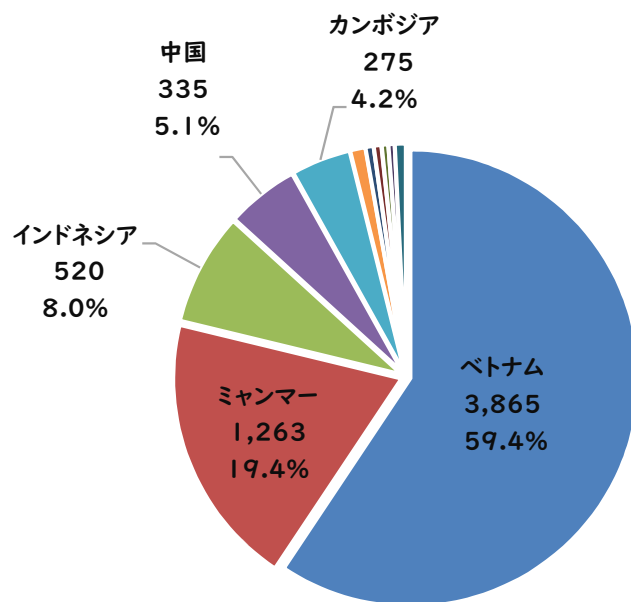
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※カッコ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

- 失踪者の発生が多い上位5か国については、すべての国が令和5年と比較して失踪者数が減少。
- 依然としてベトナム人及びミャンマー人の割合が大きいですが、失踪者数は、両国ともに令和5年と比較し約30%減少。
- これまでの取組を着実に実施するとともに、失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握等に向け検討を進める。

令和6年国籍別失踪者数

失踪者 6,510人



上位5か国の失踪者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年対 前年増減率 (%)
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865	-29.5
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263	-28.4
インドネシア	240	208	367	662	520	-21.5
中国	964	896	922	816	335	-58.9
カンボジア	494	667	829	694	275	-60.4

失踪防止に関する主な取組

技能実習生に関する取組

- 在外公館等の関係機関を通じた、来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレットによる周知
- ミャンマー人への緊急避難措置の運用見直し
→次ページ参照

送出国に関する取組等

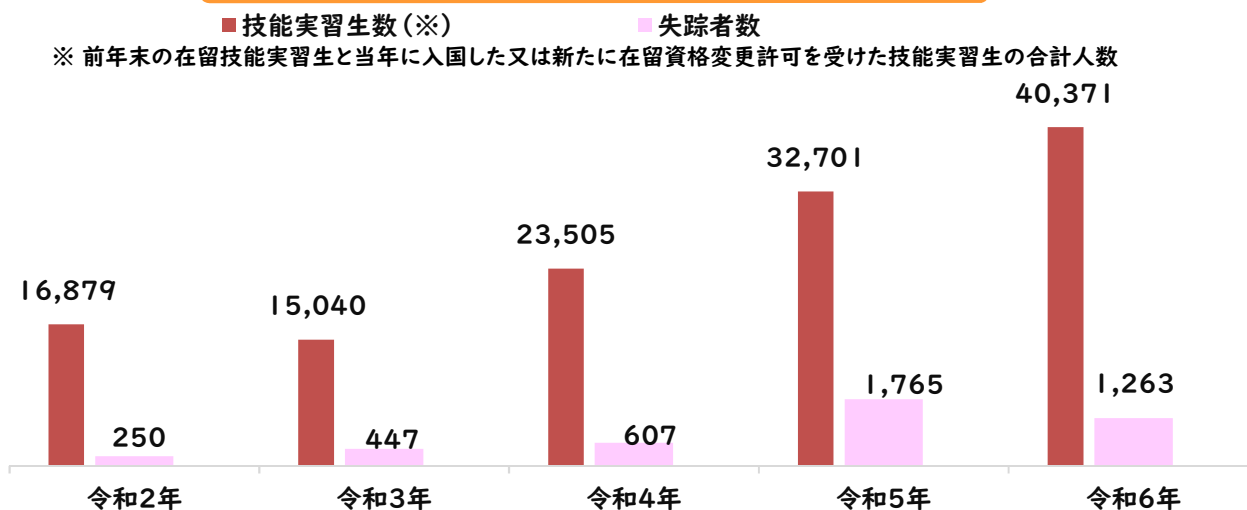
- 二国間取決めにに基づき、送出国に対して送出機関の適正化等の申入れ
- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置の実施(ベトナム・カンボジア)
- ベトナム国内において、技能実習生の費用の負担額の低減に係る法令が施行(令和4年1月施行)

これまでの取組を着実に実施していくとともに、

- ・ 失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握
- ・ 失踪技能実習生等に関する送出国の関係機関との情報共有の検討を進める

- 令和6年のミャンマー人の技能実習生数は前年比23.5%増(40,371人)となったが、失踪者数は前年比28.4%減(1,263人)。
- ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直しを行った令和6年10月1日以降、ミャンマー人の失踪者は大幅に減少。

ミャンマー人失踪者数等の推移(令和2年～令和6年)



(参考)ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直し

■ 変更前

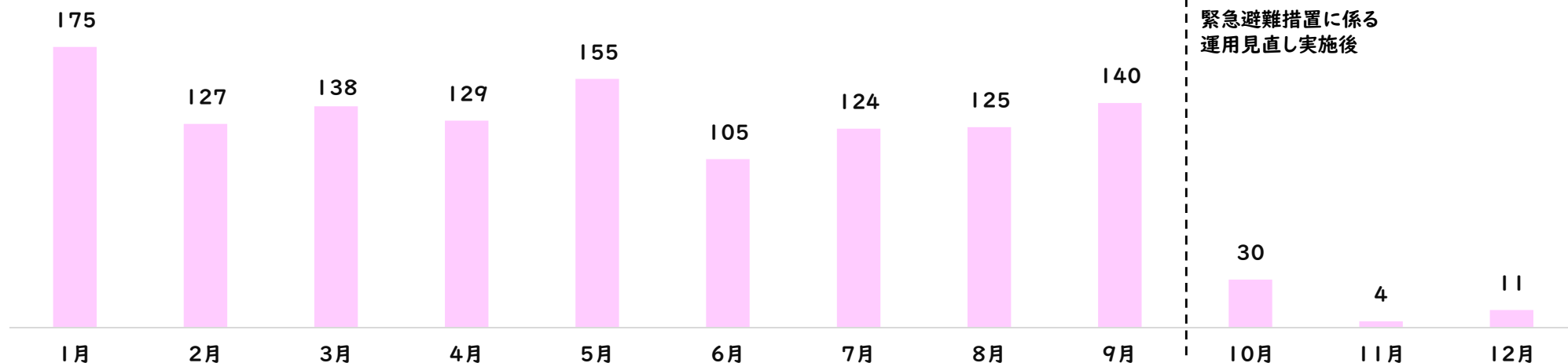
技能実習を修了していなくても、「特定活動」への在留資格変更を認める

■ 変更後

技能実習を修了していない場合、原則として「特定活動」への在留資格変更を認めない

- ・ 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった技能実習生については、技能実習継続が困難となった理由や監理団体等による実習先変更に係る必要な措置状況を説明させた上で可否を判断

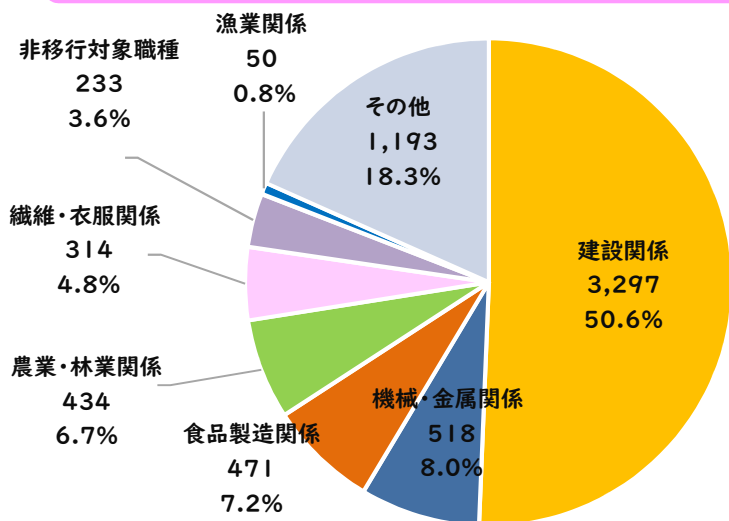
月別のミャンマー人失踪者数(令和6年)



職種別の失踪者の発生状況及び取組

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

令和6年職種別失踪者数

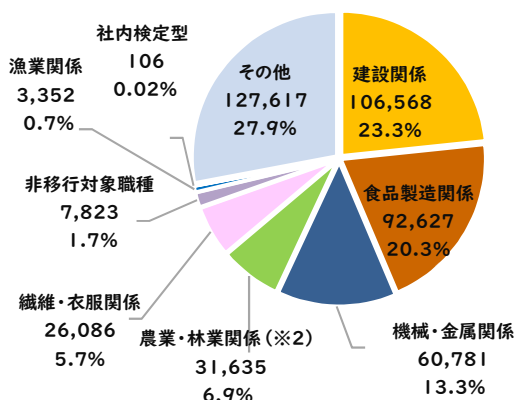


【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
繊維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用

※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用



- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定



技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

- 令和元年から令和6年までの失踪技能実習生数の累計は、合計47,117人。
- 47,117人のうち、失踪後の出入国在留管理上の手続により、37,193人(78.9%)の所在が確認されている。

令和7年5月14日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能 実習生数(①)	所在確認が できた者 (②)	所在確認を行った出入国在留管理上の手続					率 (②／①)	所在が 不明の者
			出国手続	うち退去強制 手続 による出国	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和6年	6,510	3,559	1,951	673	82	1,476	50	54.7%	2,951
令和5年	9,753	6,770	4,508	2,408	82	2,146	34	69.4%	2,983
令和4年	9,006	6,699	5,735	3,899	65	873	26	74.4%	2,307
令和3年	7,167	6,386	5,132	3,410	99	1,137	18	89.1%	781
令和2年	5,885	5,491	4,634	2,449	105	745	7	93.3%	394
令和元年	8,796	8,288	7,383	4,268	127	771	7	94.2%	508
合計	47,117	37,193	29,343	17,107	560	7,148	142	78.9%	9,924

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定手続において所在確認できた者(他の手続欄に計上されているものを除く)等が含まれる。

【参考2】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和6年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、在留者数と比較すると、「東京都」の割合が高い。

都 道 府 県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】		都 道 府 県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】	
		A÷B	在留者数・・・B			A÷B	在留者数・・・B
北海道	179	1.0%	17,532	滋賀県	68	1.0%	6,674
青森県	74	② 2.2%	3,296	京都府	96	1.4%	6,730
岩手県	33	0.9%	3,854	大阪府	② 472	④ 2.1%	22,960
宮城県	105	1.8%	5,975	兵庫県	209	1.4%	15,238
秋田県	22	1.1%	1,942	奈良県	50	1.4%	3,478
山形県	50	1.7%	3,030	和歌山県	35	1.6%	2,181
福島県	69	1.2%	5,562	鳥取県	20	1.0%	1,954
茨城県	255	1.4%	18,833	島根県	19	0.8%	2,351
栃木県	109	1.2%	9,081	岡山県	168	1.6%	10,350
群馬県	141	1.2%	11,949	広島県	233	1.4%	16,696
埼玉県	⑤ 328	1.3%	25,332	山口県	73	1.3%	5,810
千葉県	315	1.3%	23,713	徳島県	48	1.5%	3,109
東京都	③ 428	① 2.5%	17,013	香川県	78	1.2%	6,431
神奈川県	④ 334	1.7%	19,206	愛媛県	85	1.1%	7,643
新潟県	77	1.4%	5,536	高知県	25	1.1%	2,295
富山県	73	1.1%	6,612	福岡県	314	1.8%	17,858
石川県	63	1.1%	5,710	佐賀県	43	1.1%	3,806
福井県	75	1.5%	5,060	長崎県	64	1.6%	4,039
山梨県	67	② 2.2%	3,074	熊本県	96	0.9%	10,322
長野県	88	1.3%	6,859	大分県	75	1.4%	5,511
岐阜県	199	1.2%	16,151	宮崎県	62	1.3%	4,913
静岡県	204	1.2%	16,919	鹿児島県	127	1.7%	7,430
愛知県	① 585	1.4%	40,621	沖縄県	73	④ 2.1%	3,491
三重県	104	0.9%	11,991	総 計	6,510	1.4%	456,121

(注1) 実習実施者が所在する都道府県

(注2) 在留者数は、令和6年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

参 考 資 料

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



出入国在留管理庁長官からのメッセージ

8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

外国人技能実習機構

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？**Step1 所在把握のための取組**

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

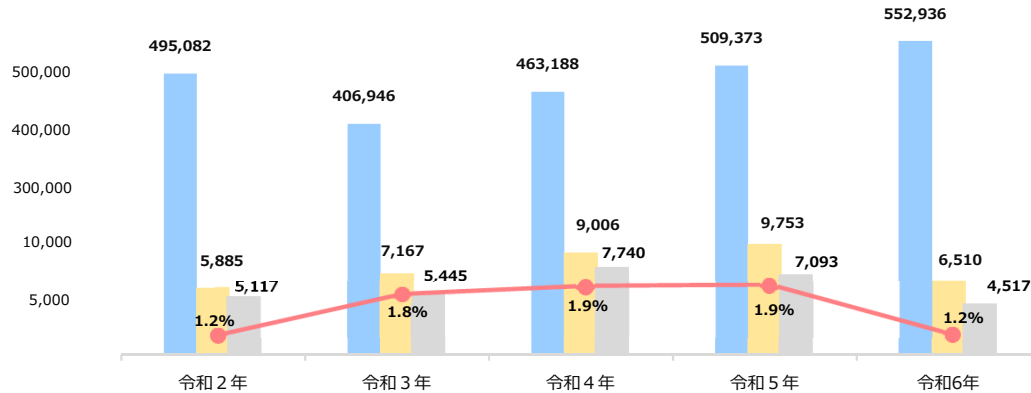
- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

■ 技能実習生数※ ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数
● 技能実習生数に対する失踪者数の割合



※技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数

2 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による制度の適正化に向けた各種取組

- ・ 技能実習計画の認定制
- ・ 監理団体の許可制
- ・ 定期的な実地検査
- ・ 母国語相談体制の充実
- ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
- ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処

3 失踪防止に向けた主な取組

① 技能実習生に関する取組

- ・ 来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレット配布
- ・ ミャンマー人への緊急避難措置対象者の見直し
- ・ やむを得ない事情がある場合の転籍の運用改善

② 監理団体・実習実施者に関する取組

- ・ 失踪発生時の対応、技能実習生に対する労働条件等の丁寧な説明を求めるリーフレット配布
- ・ 人権侵害行為や不利益な取扱い防止に関する啓発
- ・ 失踪者を出した監理団体等に対し、帰責性を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止

③ 送出国に関する取組

- ・ 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置の実施
- ・ 相手国におけるブローカー対策や送出国の適正化を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

④ 主務省庁等における取組

- ・ 失踪事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 在留カード番号等の情報を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 失踪技能実習生等に係る情報の関係省庁との共有

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☒ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☒ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

**やむを得ない事情がある場合の
転籍の運用を改善しました**

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
 - ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
- 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay the part of such expenses, please contact OTIT.

[Examples of problems]

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.
For example,
 - Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
 - Going out is unjustly restricted
 - Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
 - The content of the technical intern training is different from what was explained to you
 - You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
 - You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
 - You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- 実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要などの支援を行っています。
- 監理団体等が宿舍の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。
- 監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。
- 技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部の負担を求められたりした場合には相談してください。

【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばされたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
- 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
- 住む場所や毎日の食事に困っているとき
- 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- 宗教、食事、習慣、考え方に関するアドバイスがほしいとき
- 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
- 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
- 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき
例えば、
 - 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
 - 外出を不当に制限されているとき
 - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
 - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
 - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
 - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
 - 意に反して帰国させられそうなどとき
- 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
- 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-198 Supported languages: Thai	Sunday	9:00 am - 5:00 pm	
		Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-366 Supported languages: Cambodian	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
		Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg., 3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo 108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTIT consultation office (in person, lephone, Zoom)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese (interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		- You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit). - If you wish to use Zoom meeting, please consult with your local office or branch office in advance.

窓口名(方法)	連絡先・対応言語	受付時間(毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日	午前11:00～午後7:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	木曜日	午前11:00～午後7:00	
	日曜日	午前 9:00～午後5:00		
	電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00	
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・ 回答は翌日以降 ・ 内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談(電話)の 対応日のいずれか)		・ ウェブカメラを オフにした状態で 音声通話のみで 実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・ 回答は翌日以降 ・ 内容により時間を いただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話・ Zoom)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語(必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		・ 通訳人の手配を希望することもできます(手配にはお時間をいただく場合もあります。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。) ・ Zoomを希望する場合は、事前に地方事務所・支所にご相談ください。

- *1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.
2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.
- [OTIT website: native language consultation page]**
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>
3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees
 Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.
- It is toll free.**
 Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.
4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



- ※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。
 2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認してください。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

- 3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

通話料は無料です。

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュしてください。専用の窓口につながります。

- 4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1)技能実習法に基づく申告、(2)労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

(1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第49条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといって取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



If you wish to make a report in your native language with regard to conduct in violation of the Technical Intern Training Act, you will be able to do this at OTIT's regional office or through OTIT's native language consultation office (by telephone and email) (see page 42).

In addition, you may be worried that you will suffer a disadvantage because of the report, but it is prohibited by law to give disadvantageous treatment owing to a technical intern trainee having filed a report. Moreover, penalties for cases of violation are also stipulated, so please do not hesitate to contact us.

In the event it cannot be accepted as a report, we will treat it as provision of information on violations of laws and regulations.

[Native language consultation page on OTIT's website]
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

(2) Report Pursuant to the Labor Standards Act, etc.

- (1) In the event that a violation of this Act or of an ordinance issued pursuant to this Act exists at a workplace, a Worker may report such fact to the relevant government agency or to a labor standards inspector.
- (2) Employers shall not dismiss a worker or shall not give a worker other disadvantageous treatment by reason of such Worker having made a report set forth in the preceding paragraph.

(Article 104 of the Labor Standards Act)

Since the Labor Standards Act and other acts also apply to technical intern trainees, you are also able to file a report as stipulated in the Labor Standards Act and other acts.

If you experience any of the following in your technical intern training, you will be able to file a report with the Labor Standards Inspection Office.

Examples of reported cases

- The wages indicated in the employment contract and written employment terms and conditions are not being paid.
- Despite working overtime, you are not being paid overtime compensation.
- Despite actually doing overtime, you are instructed to stamp your time card as though you do not have any overtime work.
- You are not given any break times.
- You are not allowed to take annual paid holidays.

Also, with the report under the Labor Standards Act, as with the report under the Technical Intern Training Act, it is prohibited to give disadvantageous treatment owing to having filed a report, so please do not hesitate to file a report.

[Ministry of Health, Labour and Welfare website]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijyungaiyou/kijyungaiyou06.html

技能実習法令違反についての申告を母国語で行おうとする場合、機構の地方事務所又は機構本部が実施する母国語相談窓口(電話、メール(43ページ参照))を通じて行うことができます。

また、申告したことを理由に、自分が不利益を被るのではないかと心配になるかもしれませんが、法律では技能実習生が申告したことで不利益な取扱いをすることを禁止していますし、これに違反した場合の罰則も規定されていますので、ためらうことなく連絡してください。

なお、申告として受付できない場合でも、法令違反に関する情報提供として扱います。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

(2) 労働基準法等に基づく申告

- 1 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。
- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働基準法第 104 条)

技能実習生には労働基準法等も適用されますので、労働基準法等に規定されている申告をすることもできます。

あなたが従事している技能実習において、以下のようなことがある場合は、労働基準監督署に申告することができます。

申告事例

- ・雇用契約書及び雇用条件書で示されている賃金が支払われていない
- ・残業したにもかかわらず、残業代を支払ってもらえない
- ・実際に残業しているにもかかわらず、残業がないようにタイムカードを打刻するよう指示されている
- ・休憩時間がない
- ・年次有給休暇を取らせてもらえない

また、労働基準法の申告も、技能実習法の申告と同様に申告したことで不利益な取扱いをすることは禁止されていますので、ためらうことなく申告してください。

【厚生労働省 ホームページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijyungaiyou/kijyungaiyou06.html

16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

Joining social insurance and paying insurance premiums is mandatory. After joining social insurance, you (a technical intern trainee) must pay insurance premiums, but you can receive corresponding benefits if you encounter difficulties in paying in Japan. For any questions, please contact the office in your municipality (city, ward, town, or village) or the nearest pension office.

[Japan Pension Service Website: For Foreign Nationals/International]

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	- Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). To receive medical treatment covered by medical insurance, you will need your My Number health insurance card (*) or a certificate of eligibility. Please present this at the hospital reception. - However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

○ You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."

○ During the [post-entry training period], you (the technical intern trainee) will enroll in National Health Insurance and National Pension. You (the technical intern trainee) are responsible for completing the enrollment procedures yourself. Please complete the procedures at the relevant counter of the municipality (city, ward, town, or village) where you reside. If you have any questions regarding these procedures, please consult your supervising organization or employer (training implementing organization).

○ During the [technical intern training period], you (the technical intern trainee) will enroll in Health Insurance and Employees' Pension Insurance (with the exception of certain industries, etc.). The enrollment procedures will be handled by your employer (training implementing organization). You (the technical intern trainee) should prepare the required documents in accordance with the instructions of your employer (training implementing organization).

※ If you are enrolled in a social insurance system and register your My Number Card for use as a health insurance card, you will be able to use your My Number Card-based Health Insurance Card. For details, please refer to Section 19: My Number System and the My Number Card.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	- Employees of the following business establishments - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	Employees of business establishments other than the above (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

社会保険の加入と保険料の納付は義務です。加入していただくことで、あなた(技能実習生)は、保険料を支払わなければなりません、あなた(技能実習生)が日本で困ったときに給付などを受け取ることができます。ご不明な点についてはお住まいの市区町村の担当窓口やお近くの年金事務所までご相談ください。

【日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま／International】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) 社会保険の種類と給付

	種 類	給 付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○ 病気やケガにより生じる医療費の一部(70歳までは70%)を保険で負担します(自己負担は医療費の30%となります)。保険診療には、マイナ保険証(※)または資格確認書が必要になります。病院の受付で提示ください。 ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険(労災保険)から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年 金	厚生年金 国民年金	○ 老齢・障害・死亡に関して必要な給付(年金の支給)を行います。

○ あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。

○ 「入国後講習期間中」、あなた(技能実習生)は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。加入の手続は、あなた(技能実習生)が行います。あなた(技能実習生)が住む市区町村の担当窓口で手続ください。この手続で分からないことがあれば、監理団体や事業主(実習実施者)に相談してください。

○ 「実習期間中」、あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金」に加入することになります(一部の業種などを除く)。加入の手続は、事業主(実習実施者)が行います。あなた(技能実習生)は、事業主(実習実施者)の指示に従い、必要な書類をご準備ください。

※ 社会保険制度に加入された場合、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うと、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。詳しくは19. マイナンバー制度・マイナンバーカードをご参照ください。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○ 以下の事業所の従業員 ・ 法人事業所 ・ 常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所(農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます。)
国民健康保険 国民年金	○ 上記以外の事業所の従業員 (※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	• The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate.	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension	• The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	• Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	• Decided uniformly throughout the country		17,510 yen (The year 2025)

- (Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).
- (Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.78% (Saga Prefecture) to 9.44% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2025).

(Note 3) Electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

種類	説明	保険料率	保険料の額(月額) あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額(注1)に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主(実習実施者)とあなた(技能実習生)が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。(注2)	標準報酬月額× 保険料率×1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額× 保険料率×1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額(注3)
国民年金	○全国一律で決まっています。		17,510円(令和7年度)

- (注3) 手続にはマイナポータルを利用した電子申請が可能です。手続などの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル：0570-003-004（050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525）」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

- * Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the "Lump Sum Withdrawal Payment Claim" (National Pension / Employee Pension Insurance)* from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.
Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.
(Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

- 厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。
脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月(5年)を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- 脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の手続を進めてください。
なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意)日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
 - ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
 - ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
 - ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
 - ・ **アプリ共有：**
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等読取アプリが便利になります



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

- 令和7年11月14日から在留カード等読取アプリから失効情報照会が利用できます。
- 外国人を雇用する際などにアプリと失効情報照会を併せて利用することで、在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、不法就労防止対策として効果的です。

参考：偽変造対策のため、「在留カード等読取アプリケーション」及び「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

STEP 1

外国人本人の同意の上、在留カード等の提示を受け、アプリで読み取りを行う。

STEP 2

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認する。

STEP 3

「在留カード等番号の有効性を確認します」ボタンを押す **(NEW!!)**

在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

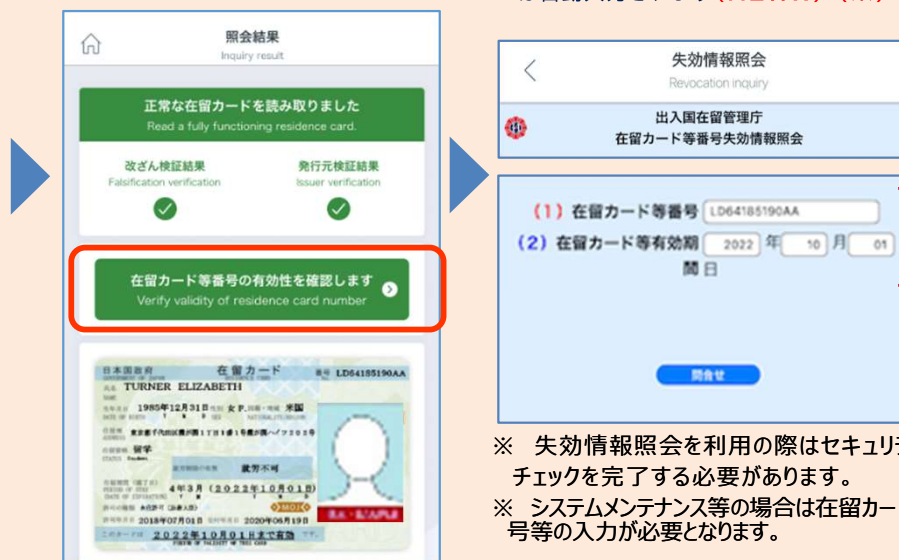
STEP 4

失効情報照会画面に遷移後、画像に表示されている文字を入力する。

※ 在留カード等番号と有効期間については自動入力されます **(NEW!!)** (※)

STEP 5

問合せ結果を確認し、在留カード等の有効性を確認する。



問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

入力不要!!

OK!!

在留カード等読取アプリケーション
Windows/Mac版 iPhone版 Android版



失効情報照会URL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>



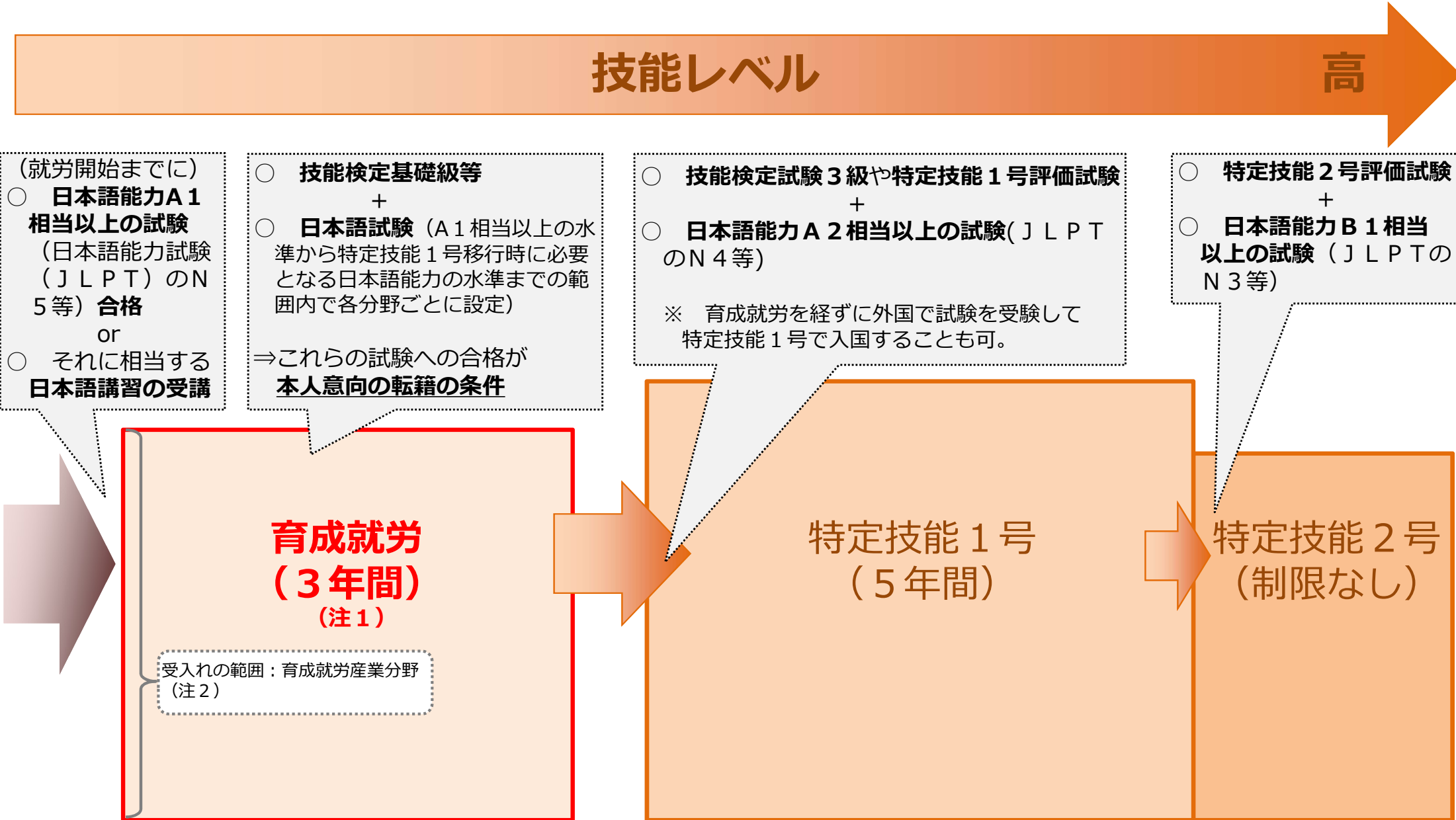
※ 失効情報照会を利用の際はセキュリティチェックを完了する必要があります。
※ システムメンテナンス等の場合は在留カード番号等の入力が必要となります。

育成就労制度の概要（令和7年12月改訂）

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

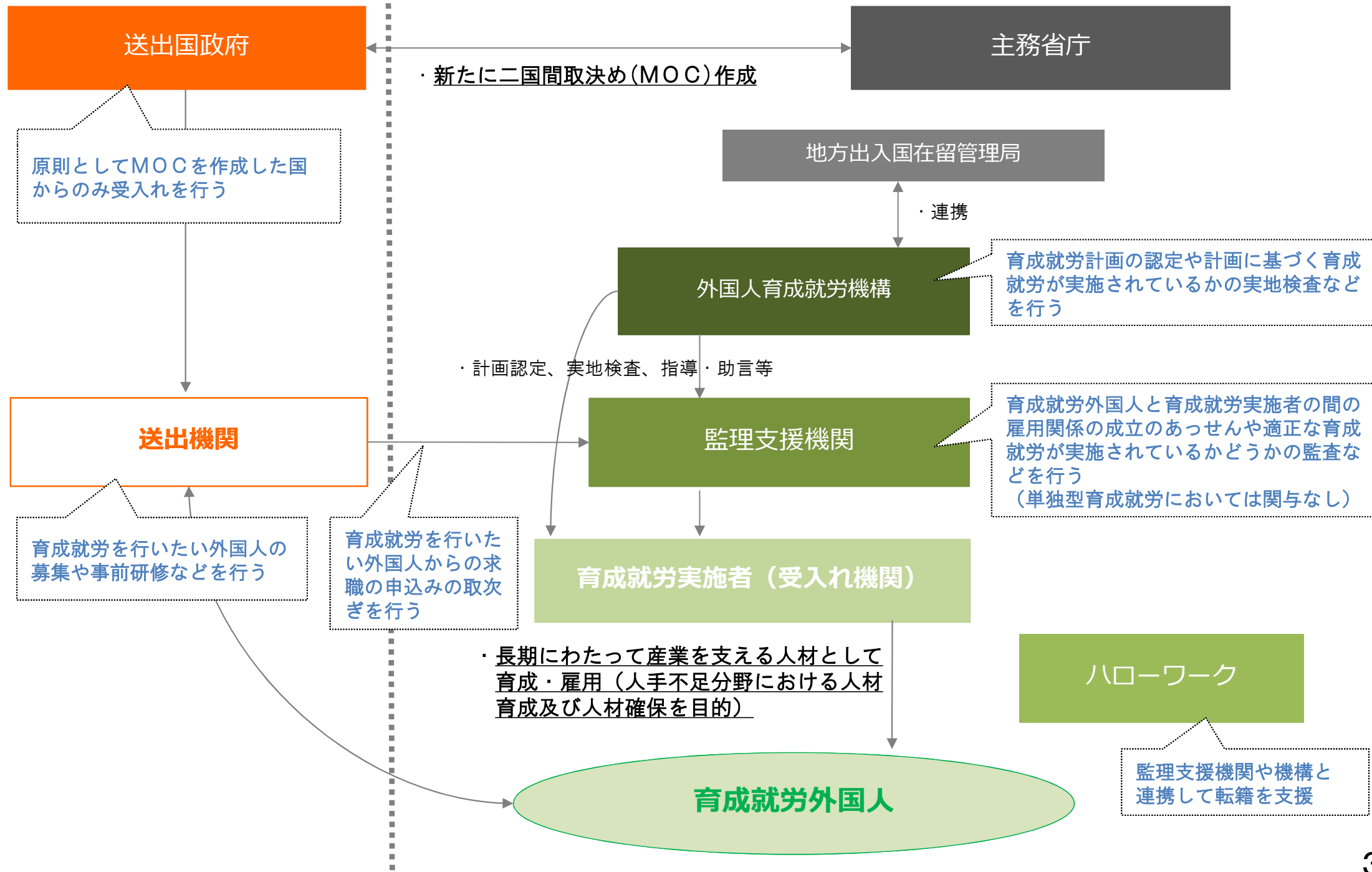
育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なものの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



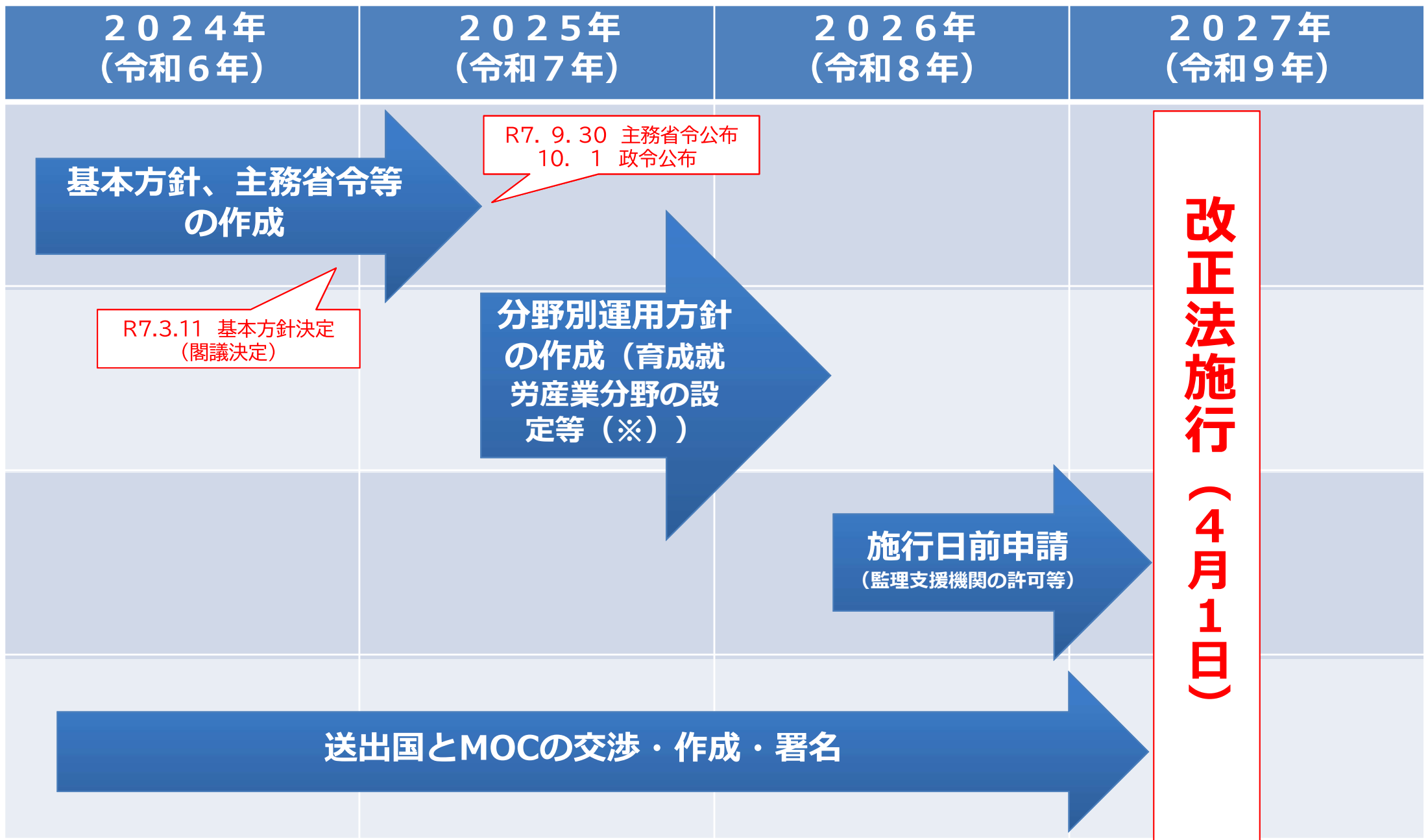
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



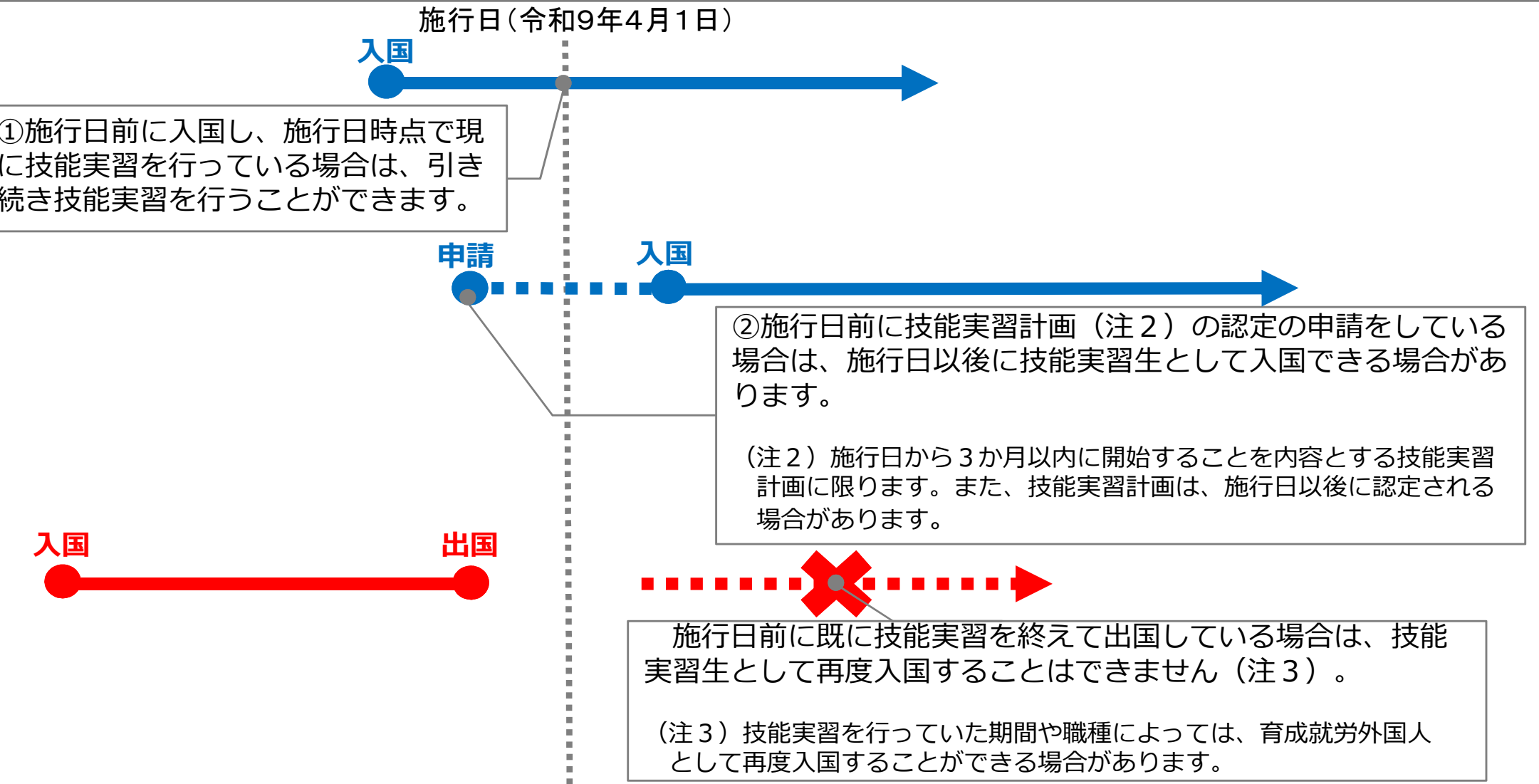
施行までのスケジュール（予定）
 （令和7月12月改訂）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注 1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注 1）施行日（令和 9 年 4 月 1 日）時点で技能実習を行っている 1 号技能実習生は、施行後も 2 号技能実習に移行することが可能ですが、技能実習 3 号への移行については、施行日（令和 9 年 4 月 1 日）時点で技能実習を行っている 2 号技能実習生のうち、2 号技能実習を 1 年以上行っている者に限られます。



參考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本語能力試験（JLPT）※	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】		<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—		—
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	N1	—	—		I級
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。			N2	—	
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	N3	—	—		準I～2級
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務	レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など	2～準2級
	顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	機械オペレーター顧客が少ない場所で行う商品陳列、キッチン内で行う調理業務 など					
		A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	—	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務	検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定